

# 国民年金

## 「老齢基礎年金」

あなたは老後にどんな夢がありますか。

どんな生活を思い描いていますか。

老後という次の人生をしっかりと送るためにあなたを支える年金です。

いよいよ私たちも年金生活か。

少しは蓄えもあるし、時間もできる。

年金が入ったら、孫を連れて

食事にでもでかけようか。



ご存知  
ですか？

## 「老齢基礎年金」お手続きの前に…



私、もうすぐ年金世代です。  
年金を受け取るには  
どうすればいいですか。

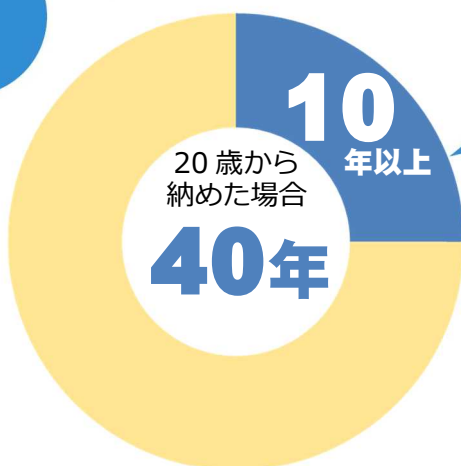
### 老齢基礎年金を受けるための

3つの  
確認

確認

1

保険料を納めた期間が10年以上必要です。



納めた期間には、免除や  
猶予制度を受けていた期間も  
含みます。

厚生年金に入られていた期間がある方(会社員や  
公務員など)や、その方に扶養されている配偶者、  
または海外に居住していた方(日本国籍)も含まれ  
ます。

確認

2

保険料を40年分納めないと年金額が減額になります。

保険料を納めていないと、将来受け取る年金額が少なくなります。

お手続きは原則65歳からです。

ご希望で、年金の受け取り年齢の「繰り上げ」「繰り下げ」が可能です。

確認

3



60歳から受け取れます。

繰り上げの場合は年金額が「減額」となります。

66歳以降から受け取れます。

繰り下げの場合は年金額が「増額」となります。

## 40年間保険料を納めたら年金額はいくら？

(昭和31年4月  
2日以後に生ま  
れた方)

**年額 831,700円**

満額（20歳から60歳になるまでの40年間納めた場合）

※昭和31年4月1日以前に生まれた方は年額829,300円

## 年金の受取に必要な期間が10年に満たないときは？

### 「任意加入」 制度があります。

60歳になるまでに保険料を納める期間が  
10年を満たしていない場合や、  
満額の受け取りに必要な期間（40年）が  
足りない場合、65歳までの方なら任意加入することができます。

例えばこんな場合に  
ご利用ください。

- ① 年金額を増やしたい。
- ② 10年を満たしたい。

●さらに将来の年金額を増やしたい場合は「付加年金」を。

ご希望により定額保険料に月額400円を加えて納めると、将来の年金額が加算されます。

## 保険料を納めたこれまでの期間が知りたいときは？



ご本人の年金記録が  
インターネットで  
確認できます。

日本年金機構「ねんきんネット」  
<http://www.nenkin.go.jp>

ねんきんネット

検索

ご存知  
ですか？

## お手続き

### 手続き先

ご本人または代理人がお近くの**年金事務所**または**市区町村の年金窓口**でお手続きください。（郵送での手続きもできます）



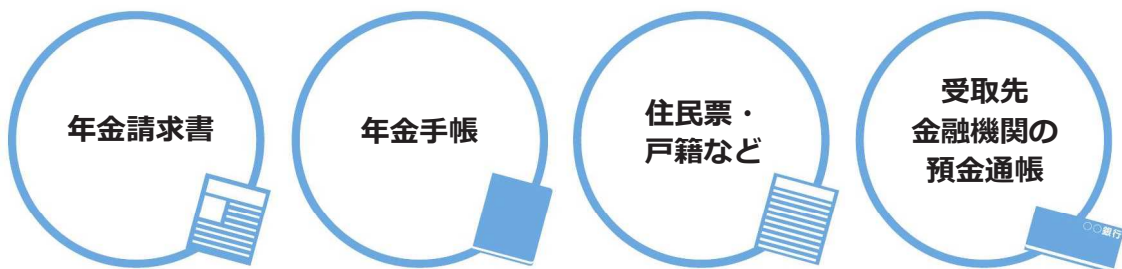
ご本人



年金事務所・  
市区町村の年金窓口

※代理人が手続きをする場合には、委任状が必要になります。

### 必要書類



**年金請求書・年金手帳・住民票・戸籍・受取先金融機関の預金通帳・収入証明**などが  
必要になります。

また、**住民票・戸籍・収入証明**については不要場合があります。  
詳しくは年金事務所または市区町村の年金窓口にお尋ねください。

### 手続きの流れ（65歳からお受け取りになる場合）

※ 繰り上げまたは繰り下げを希望される方は手続きについて年金事務所または市区町村にご相談下さい。

1

請求書・資料を  
お送りします。

日本年金機構から年金を受け取るために必要な「年金請求書」と冊子を65歳になる3ヶ月前にお送りします。

2

年金請求書を  
ご提出ください。

65歳の誕生日の前日以降に「年金請求書」に必要書類を添えて、お近くの年金事務所または市区町村の年金窓口にご提出下さい。

3

年金の  
お受け取り

「年金請求書」の提出から約1～2ヶ月程度で年金証書や年金決定通知書がご自宅に届きます。  
年金証書等の到着から約1～2ヶ月後に年金が振込になります。

※ 日本年金機構のHPからダウンロードも可能です。

# パンフレットをご覧のみなさまへ



年金の給付については、詳細な条件があります。

一般的な国民年金に関するお問い合わせは

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050 で始まる電話で  
おかけになる場合は

(東京) 03-6700-1165 (一般電話)

受付時間

|         |                       |
|---------|-----------------------|
| 月曜日     | 午前 8 : 30 ~ 午後 7 : 00 |
| 火 ~ 金曜日 | 午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 15 |
| 第 2 土曜日 | 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 00 |

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 時まで相談をお受けします。

※土曜日、日曜日、祝日（第 2 土曜日を除く）、12 月 29 日から 1 月 3 日はご利用いただけません。

詳細については、お近くの年金事務所  
または市区町村の窓口にお問い合わせください。